資料５

中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）

（注）本資料は、中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策について、左欄に事務局案を、右欄に参考として、それに対する関係省庁の意見及び論点を記載したものである。

２００５年３月１５日
知的財産戦略推進事務局

１．創造分野

（１）産学連携における問題・障害の解決

＜窓口の整備＞

① 大学は、中小・ベンチャー企業に対して共同研究や技術移転等に関する大学知的財産本部とＴＬＯとの関係を明確にするとともに、中小・ベンチャー企業が利用しやすいよう対応窓口を一元化する。また、窓口において提供する情報の種類や内容についても充実する。

（意見例）

- 大学知的財産本部とＴＬＯとの統合を進めるなど、わかりやすいものにして欲しい。
- 大学との手続きやその費用等がわかるよう、大学の共同研究や委託研究等の窓口サービスを充実して欲しい。
- 大学との共同研究の際の窓口を整備して欲しい。
- 大学は、研究成果や人材、施設に関する情報を集約して提供して欲しい。
- ＴＬＯの評価ランキングがあると利用しやすい。その際、ＴＬＯの評価は地域における役割なども踏まえて行って欲しい。

＜契約の柔軟化＞

② 大学やＴＬＯは、契約内容や契約実務における硬直的な運用を改め、中小・ベンチャー企業が対応しやすいよう、その実情に合った契約を柔軟に行うようにする。(1) また、政府は、参考のために、大学やＴＬＯで行われている契約の弾力的な運用の事例集を作成・公表する。(2)

（意見例）

- 大学は一様に、着手金（技術情報開示料）、ランニングロイヤルティー、不実施補償等、雛形契約ベースの硬直的な研究契約を締結するよう求めるが、海外の大学のように弾力的な契約にしないと国内での共同研究等は進まない。
- 大学知的財産本部やＴＬＯの硬直的かつ厳格な運用が、大学研究者と企業研究者との自由な交流や大学と企業の共同研究を阻害している。
- ＴＬＯが大学と民間との交流の妨げになっている。
  ①知財利用契約時に高額の契約金を要求する
  ②大学の研究者との自由な交流を妨げる
  ③特許申請を研究者にやらせる
- 大学の契約は雛型に頼りすぎで柔軟性を欠いている。
- 独立行政法人化してから、着手金が多額になったり、特許権利化前でもロイヤリティを取られたりしている。契約があまりにも雛型どおりにすぎる。

[参　　考]

①について

【文科省意見】

以下のとおり修正すべき。

「大学が、中小・ベンチャー企業（略）対応窓口の一元化をさらに促進するよう促す。また、窓口において提供する情報の種類や内容についても充実するよう促す。」

（理由）

既に多くの大学では、一元化を進めており、また平成１６年４月の国立大学法人化により、大学の産学官連携の取組についても各国立大学法人の自主的な運営に任されているところである。さらに大学に対して義務を課すことは新たな規制強化につながり、政府の規制緩和の方針にそぐわず、あくまで大学の自主的な判断による体制整備を促すことが重要であるため。

【論点】

求められているのは、大学の具体的な対応である。

②について

【文科省意見】

下線部（１）について以下のとおり修正すべき。

「大学やＴＬＯが、中小・ベンチャー企業の実情に応じ、契約内容や契約実務における運用をより柔軟に行うよう促す。」

（理由）

平成１６年４月の国立大学法人化により、大学の産学官連携の取組についても各国立大学法人の自主的な運営に任されているところであり、また大学やＴＬＯに対して義務を課すことは新たな規制強化につながり、政府の規制緩和の方針にそぐわず、あくまで大学やＴＬＯの自主的な判断による体制整備を促すことが重要であるため。

【論点】

求められているのは、大学の具体的な対応である。

【経産省意見】

下線部（２）について以下のとおり修文すべき。

「産業界の視点から、①ＴＬＯの技術移転能力、②知的財産本部の事務処理能力、③大学の産学連携関連規程・運用等について評価を行うとともに改善点やベストプラクティスを抽出し、フィードバックを行うことにより、ＴＬ

＜契約事務体制の強化＞

③　大学やＴＬＯは、契約実務を行う事務職員、民間出身のアドバイザー等が、中小・ベンチャー企業の実情を踏まえた柔軟な契約実務を行えるようにする。そのため、契約実務に精通した者の雇用や実務マニュアル等の充実を図る。(1) また、政府は、参考のために、対応事例集を作成・公表する。(2)

（意見例）

- 大学など公的研究機関とのライセンス契約がスムーズに行われない。
- 大学事務職員の契約に対する対応が画一的であり、融通がきかない。
- 大学事務職員の契約実務能力の向上が必要である。

＜契約料等の弾力化＞

④　大学やＴＬＯは、中小・ベンチャー企業の実情や研究・技術移転の実態を踏まえて、ライセンス料・研究着手料やＴＬＯ会費等の設定を行う。また、政府は、参考のために、それらの事例や目安などを作成・公表する。

（意見例）

- 大学は一律に、着手金（技術情報開示料）、ランニングロイヤルティー、不実施補償等を求める。（高

Ｏ、大学・知的財産本部の産学連携活動の運営面での改革を促進する。また、日本版ＡＵＴＭ等の場を通じて大学・知的財産本部、ＴＬＯの実務者間で先進事例等について情報共有を行う。」

（理由）

大学、TLO の運営面の改革を促進するためには、産業界からの評価を通じて自律的な改革を促すとともに、具体的な改善の方向性を示すことが極めて効果的である。また、今後個々の大学と企業の多様な連携形態が広がることを考えると、一般的な事例集ではなく、日本版ＡＵＴＭ等の場において、知的財産本部やＴＬＯの実務家が抱えている具体的な事例や課題を持ち寄り知見を高めることが有効である。

【論点】

成功例、失敗例等の事例集を提示することは、数多くの現場にとって参考となる。

③について

【文科省意見】

下線部（１）について以下のとおり修正すべき。

「契約実務を行えるよう促す。（略）実務マニュアル等の充実を図るよう促す。」

（理由）

平成１６年４月の国立大学法人化により、大学の産学官連携の取組についても各国立大学法人の自主的な運営に任されているところであり、また大学やＴＬＯに対して義務を課すことは新たな規制強化につながり、政府の規制緩和の方針にそぐわず、あくまで大学やＴＬＯの自主的な判断による体制整備を促すことが重要であるため。

【論点】

求められているのは、大学の具体的な対応である。

【経産省意見】

下線部（２）について以下のとおり修文すべき。

「産業界の視点から、①ＴＬＯの技術移転能力、②知的財産本部の事務処理能力、③大学の産学連携関連規程・運用等について評価を行うとともに改善点やベストプラクティスを抽出し、フィードバックを行うことにより、ＴＬＯ、大学・知的財産本部の産学連携活動の運営面での改革を促進する。また、日本版ＡＵＴＭ等の場を通じて大学・知的財産本部、ＴＬＯの実務者間で先進事例等について情報共有を行う。」

（理由）

大学、TLO の運営面の改革を促進するためには、産業界からの評価を通じて自律的な改革を促すとともに、具体的な改善の方向性を示すことが極めて効果的である。また、今後個々の大学と企業の多様な連携形態が広がることを考えると、一般的な事例集ではなく、日本版ＡＵＴＭ等の場において、知的財産本部やＴＬＯの実務家が抱えている具体的な事例や課題を持ち寄り知見を高めることが有効である。

【論点】

成功例、失敗例等の事例集を提示することは、数多くの現場にとって参考となる。

④について

【文科省意見】

「全文削除」

（理由）

平成１６年４月の国立大学法人化により、大学の産学官連携の取組についても各国立大学法人の自主的な運営に任されているところであ

すぎる。弾力性がない。）

- ＴＬＯの会費は、中小企業にとっては高すぎる。しかも、それぞれのＴＬＯ毎に支払うのは金銭的・手続き的に大変な負担となっている。
- ライセンス料の目安を整理することなど、大学と中小・ベンチャー企業との連携ガイドラインを作成し公表して欲しい。

＜秘密管理の徹底＞

⑤　大学やＴＬＯは、共同研究等において技術漏洩が起こらないよう、企業秘密の管理や職員・学生等の守秘義務を徹底する。<u>また、政府は、参考のために、秘密管理に関する指針の作成・公表を行う。</u>

（意見例）

- 大学やＴＬＯの共同研究等における企業秘密管理に不安を感じる。
- 職員・学生に守秘義務を徹底することが必要である。
- 大学と共同研究を行うに際して、大学の先生や学生を通じて技術ノウハウが競合企業等に漏洩することに不安を感じる。

り、また大学やＴＬＯに対して義務を課すことは新たな規制強化につながり、政府の規制緩和の方針にそぐわず、あくまで大学やＴＬＯの自主的な判断による体制整備を促すことが重要であるため。

【論点】

中小・ベンチャー企業がライセンス料等の問題で現実に苦労している実態にかんがみ、研究内容や技術などの実情を踏まえ、硬直性をもたらさないように留意しながら、その事例や目安などを示すことは、数多くの現場にとって参考となる。

【経産省意見】

下線部について以下のとおり修文すべき。

「産業界の視点から、①ＴＬＯの技術移転能力、②知的財産本部の事務処理能力、③大学の産学連携関連規程・運用等について評価を行うとともに改善点やベストプラクティスを抽出し、フィードバックを行うことにより、ＴＬＯ、大学・知的財産本部の産学連携活動の運営面での改革を促進する。また、日本版ＡＵＴＭ等の場を通じて大学・知的財産本部、ＴＬＯの実務者間で先進事例等について情報共有を行う。」

（理由）

大学、TLO の運営面の改革を促進するためには、産業界からの評価を通じて自律的な改革を促すとともに、具体的な改善の方向性を示すことが極めて効果的である。また、今後個々の大学と企業の多様な連携形態が広がることを考えると、一般的な事例集ではなく、日本版ＡＵＴＭ等の場において、知的財産本部やＴＬＯの実務家が抱えている具体的な事例や課題を持ち寄り知見を高めることが有効である。

【論点】

成功例、失敗例等の事例集を提示することは、数多くの現場にとって参考となる。

⑤について

【文科省意見】

下線部について以下のとおり修文すべき。

「「産学連携活動の展開に伴う大学における情報及び研究試料等の管理のあり方に関する調査研究報告書（平成 16 年 3 月）」等について更なる周知を図ることにより、各大学における適切な情報の管理を促す。」

（理由）

大学の情報管理については、上記報告書において具体的な対応の方策について示しているところであり、当該報告書を周知することにより対応が可能であると考えられるため。

【経産省意見】

下線部について以下のとおり修文すべき。

「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン（経済産業省平成１６年４月）について更なる普及を図る。」

（理由）

既に大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドラインを作成し普及に努めているところ。

【論点】

求められていることは、中小・ベンチャー企業が大学・ＴＬＯに対して抱いている営業秘密管理の不安を解消すること。この観点から既存のガイドライン等が十分であるかどうかの検証が必要。

また、成功例、失敗例等の事例集を提示することは、数多くの現場にとって参考となる。

（２）産学連携の円滑化

＜橋渡し機能の強化＞

① 大学は、中小・ベンチャー企業との技術移転や共同研究、委託研究を円滑に進めるため、大学のシーズと企業のニーズとのマッチングをすることや、大学の研究を企業において事業化可能とすること等の大学と企業との橋渡し機能を充実する。(1) さらに、大学は、大学と企業の橋渡し機能として商社やコンサルタント等の活用を図る。(2) また、政府は、参考のために、これらに関する成功事例集を作成・公表する。(3)

（意見例）

- 基礎研究を行う大学と製造技術を担う企業の間の橋渡し機能（技術を翻訳して伝授する機能）の充実・支援すべきである。また、その橋渡し役の担い手として商社やコンサルタント等の活用を積極的に検討すべき。
- 政府所有の研究所について米国の「ＧＯＣＯ」と同様の形態とすべき。
- 大学は地域企業の活性化を支援するというスタンスを明確化して進めて欲しい。
- 地域と大学との連携強化が必要。
- 医工連携のためのルール作りが必要。
- 利益相反ルールが必要。

（注）「ＧＯＣＯ（Government Owned Contractor Operated）」とは、米国で実績を挙げている連邦政府所有の研究機関の運営方式をいう。ＧＯＣＯ方式では、研究機関の運営が民間会社等の非政府組織に委託され、研究開発や技術移転などが政府ガイドラインの縛りを受けず柔軟に運営される。このため、民間ニーズに合わせた研究開発や契約が柔軟に行えるようになるなど、政府所有の研究機関と民間企業とのスムーズな橋渡し機能を実現している。

＜特許情報へのアクセス機能の強化＞

② 政府は、大学における特許情報へのアクセス機能を強化するため、特許情報や論文情報を相互に活用できるデータベースを整備するとともに、大学研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーＳＩＮＥＴ／ＳＩＮＥＴ（学術情報ネットワーク）等を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようシステムの整備を行う。

（意見例）

- 研究室で特許情報が検索できるための環境整備が必要。
- 大学の研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーサイネット（学術情報ネットワーク）を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるシステムが必要。
- 研究室から特許情報や論文情報を自由に検索できる環境を整備することは、研究を戦略的かつ円滑に進める上で必要不可欠である。
- 特許情報を取得するためインターネットを通じてＩＰＤＬ（特許電子図書館）にアクセスしているが、検索機能や印刷機能が低く使いにくい。

（注）産総研、公設試等の公的研究機関についても大学と同様の問題がある。

①について

【文科省意見】

下線部（１）（２）ついて以下のとおり修文すべき。

「公的研究機関及び公設試験所などは、大学と中小・ベンチャー企業との技術移転や（略）さらに、大学が、大学と企業の（略）コンサルタント等の活用を図るよう促す。」

（理由）

３月１日開催の第１１回権利保護基盤の強化に関する専門調査会における渡部参考人の意見によれば、大学のシーズと企業のニーズを橋渡しする主体としては大学ではなく、公的研究機関及び公設試験所が言及されており、当該（２）①においてもその主体としては公的研究機関及び公設研究所に修正するこが実際の問題意識に沿うことになると考えられるため。

【論点】

大学の技術の企業への移転などを円滑化するためには、大学も含め様々な機関の橋渡し機能を充実させることが重要。

【経産省意見】

下線部（２）（３）について以下のとおり修文すべき。

「イノベーション・ジャパンや産学官連携推進会議等の場において、産学のマッチングの場を設けるとともに、産学連携の成功事例について情報共有を図る。」

（理由）

今後個々の大学と企業の多様な連携形態が広がることを考えると、一般的な事例集ではなく、イノベーション・ジャパン等の場において、具体的かつ最新の成功事例について議論を深め情報共有することが重要。

【論点】

現に商社やコンサルタント等の活用によって連携を円滑に進める例も見られ、これらを明示することは有益。

また、成功例、失敗例等の事例集を提示することは、数多くの現場にとって参考となる。

②について

【文科省意見】

「スーパーＳＩＮＥＴ」を削除。

（理由）

本原案で考えられている特許情報のアクセス環境の高度化は、スーパーＳＩＮＥＴのみによって実現するものではないため。

【論点】

スーパーＳＩＮＥＴは、大学の研究室間をつなぐ代表的な通信手段であることから、当該手段による特許情報へのアクセス環境の整備は重要。

２．保護分野

（１）特許庁の審査姿勢

＜権利化の促進＞

① 特許庁は、新しい技術概念に早く・広く権利を付与することが知的財産立国を実現する上で重要であるとの認識に立って審査を行う。また、その際に権利範囲が明確となるよう審査を行う。

（意見例）

- **特許庁はまず拒絶をするというスタンスである。これでは新しい知的財産は生まれない。**
- **特許庁は裁判所の顔色ばかりを見て審査をしている。**
- **審査官は新しい技術を理解しようとしてくれない。**
- **新しい技術と概念について特許庁が判断できないため、なかなか特許にならない。**
- **特許庁は新しい技術と概念について基本特許を広く認めるようにすることが新しい技術分野を起こす上で不可欠。**
- **審査の判断基準があいまいなので、審査基準を体系化し公表すべきである。**
- **どうして拒絶されたのかよく分からない場合がある。中小企業に対してもっと親身になって説明して欲しい。**
- **明細書と請求項との間で権利範囲の整合性がとれていないケースがあり、他社の特許に対して対応が難しい。**

＜審査の早期化＞

② 特許庁は、審査の待ち時間を極力短縮するとともに、早期審査制度の普及を図る。また、巡回審査等出願人との対話を積極的に行うことなど、審査を出願人の立場に立って親切に行うことを心掛ける。

（意見例）

- **審査に時間がかかりすぎる。**
- **米国の特許を受けた案件については無審査で特許を付与するシステムにして欲しい。**
- **早期審査・早期審理制度の活用を促すことが必要。**
- **巡回審査・巡回審理をどんどん行って欲しい。**
- **拒絶の理由の内容が粗雑になってきているので、もっと中小企業の身になって親切、丁寧な対応を心がけて欲しい。**
- **権利化及び訴訟により実質的に保護される期間がかなり短くなってしまい、開発投資の回収期間が減少、開発意欲が減殺されている。**

＜出願表現の平易化＞

③ 特許庁は、審査にあたり、明細書等の出願書類において普通の日本語を用いるよう強力に指導する。特許庁は、出願書類において用いる用語や表現方法等についてのルールを作成・公表する。

（意見例）

- **特許出願明細書が、通常人ではとても理解できない日本語で書かれているため、中小企業のハードルを高くしている。**
- **特許出願明細書、特に特許請求の範囲の記載が平易な分かり易いものとなるようにして、権利範囲を明確化すべき。**

③について

【経産省意見】

以下のとおり修正すべき。

「特許庁は、明細書等の出願書類が明確・簡潔な記載になるよう的確に審査する。特許庁は、出願書類の記載の仕方について説明会等を通じて浸透を図る。」

（理由）

特許制度においては、出願書類の記載はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をできる程度に明確かつ十

- **特許出願明細書の記載における多義的な表現を排除し、自動翻訳に耐えられる記載とすべき。**
- **特許請求の範囲の記載は分かりやすくあるべきで、例えば、使用する用語の共通化や記載の仕方のルール作りなどをすべき。**
- **現行の特許明細書では、特殊な用語が多く実際の技術と特許のミスマッチが生じている。特許明細書の簡易化をすべき。**

分に記載することと規定されている。このため、出願書類はその技術分野の技術者等が的確に理解することができる日本語（それぞれの技術分野の専門用語等）を用いて記載すべきものと理解している。

明細書等は、技術文献のみならず権利書としての役割もある。とりわけ、その権利範囲に深く関わる特許請求の範囲には、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない[(1)]とされている。すなわち、明細書等はどのような特許権を取得したいかという出願人の自由意志に基づいて記載されるものであり、出願人による記載の自由度を必要以上に制限することは適切ではないと考える。(1)特許法第 36 条第 5 項

【論点】

現行法で明確・簡潔であることを記載要件としているにもかかわらず、記載が難解、権利範囲が不明確になっていることなどから問題提起されているものであり、求められているのは出願表現の平易化・普通の日本語化。

（２）利用者側に立った制度等の改善

＜利用者側に立った制度の改善＞

① 特許庁は、中小・ベンチャー企業には翻訳作業に関する負担が重いこと、また、バイオ関係等の先端技術においては、追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先制度の優先期間（現行 1 年）の延長、拒絶理由通知の応答期間（現行６０日）の延長、外国語出願の翻訳文提出期間（現行 2 ヶ月）の延長、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容を図るなど、利用者の利便性向上の観点から制度を改善する。

（意見例）

- **中小・ベンチャー企業には知的財産部があるところはほとんどなく、良い明細書を仕上げるには十分な期間を必要とする。**
- **バイオテクノロジーなどの先端技術分野では出願日の確保が至上課題であり、十分なデータが揃うのを待たずに広いコンセプトの特許出願をせざるを得ない。このため、大学やベンチャー企業等が広くて強い権利を獲得することができるようにするため、米国の一部継続出願制度のように、期間の制限なく実施例の追加やクレームの拡張・変更が認められる制度の導入が必要である。**
- **中小企業にとっては、人手も金もなく、明細書を完全なものにするのに時間がかかるので、米国の一部継続出願のような制度で中小企業の手助けをして欲しい。**
- **先端技術分野の特許出願は国際出願されることが多く、日本国特許庁に対しても外国語出願をすることがあるが、翻訳文の提出期間が出願から２ヶ月となっているため負担が大きい。例えば国内優先期間と同じく１年とするなど、リーズナブルな理由がある場合には翻訳文の提出期間を遅らせることができるようにして欲しい。**
- **追加実験やデータの拡充等が必要などリーズナブルな理由がある場合には、拒絶理由通知に対する応答期間を延長できるようにして欲しい。**

- **インターネットを通じて特許審査の手続き書類等が、欧米のように無料で閲覧できるようにして欲しい。**
- **遺伝子技術などカラーでないと効果が判断できない技術があるため、明細書に添付する図面としてカラー写真を認めて欲しい。**

①について

【経産省意見】

下線部について以下のとおり修正すべき。

「特許庁は、中小・ベンチャー企業には翻訳作業に関する負担が重いこと、また、バイオ関係等の先端技術においては、追加実験やデータ拡充が必要であることなどを踏まえ、米国のような一部継続出願制度の導入、国内優先制度の優先期間（現行 1 年）の延長、拒絶理由通知の応答期間（現行６０日）の延長、外国語出願の翻訳文提出期間（現行 2 ヶ月）の延長、インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧の無料化、カラー図面の添付の許容を図ることなどについて是非を検討する。」

（理由）

制度の改善を図る際は、出願人・権利者のみならず第三者の観点、法制上の問題点、他の制度との整合性、国際調和の観点、及び費用対効果といった種々の観点から検討する必要がある。

【論点】

制度改善をするに際して様々な検討をするのは通常行うことであり、当然の前提。求められているのは、検討だけではなく、その結果である。利用者の利便性向上の観点から、どのように制度を改善しようとするかの方向性を示すことが必要。

・　インターネット出願については、セキュリティ上の問題から、強い不信感・不安感を持っている。

＜ＩＰＤＬの機能強化＞

②　特許庁は、中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（ＩＰＤＬ）に、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を追加するとともに、特許公報等のＰＤＦファイルを一括ダウンロードできるようにする。また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報の検索専門家の派遣等の支援体制を充実する。

（意見例）

・　中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に獲得することができるようにするため、特許電子図書館（ＩＰＤＬ）において、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を開放することを要望。
・　ＩＰＤＬは、スピードは最近早くなったとはいえ、検索機能のレベルが低く、先行技術調査にはあまり役立たない。
・　また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報検索の専門家派遣・研修等の支援体制を充実させることが必要。
・　ＩＰＤＬにおいて、特許公報等のＰＤＦファイルを一括ダウンロードできるようにして欲しい。

（３）中小・ベンチャー企業に対する支援

（イ）中小・ベンチャー企業の負担の軽減

＜出願に係る費用負担の軽減、手続の簡素化＞

①　特許庁は、中小・ベンチャー企業の費用負担を軽減するため、出願料・審査請求料・特許料について、米国並に、すべての中小・ベンチャー企業を減額の対象とするとともにその内容を拡大する。また、申請手続も簡素化する。(1)
特許庁は、日本弁理士会に対し、中小企業の個別の事情を考慮し、費用やサービスその他の面で適切な配慮を払うよう促す。(2)

（意見例）

・　全ての中小企業を特許料・審査請求料の減免対象として欲しい（米国スモールエンティティ制度の導入）。
・　中小企業が特許出願する場合、国内特許出願、特許料、審査請求料について、減免を拡大するか費用の助成が必要。
・　特許に関する費用が高額なため、取得した特許が収益に結びつかない場合、企業の経営悪化に直結する。中小企業に対する特許手数料減免制度を拡充して欲しい。現行の減免制度では手続が大変（利用実績が証明している）であり、米国のように使いやすく、利用効果の高いものへの拡充を望む。
・　特許取得に必要な弁理士に関する費用は高額であるため、その費用を助成して欲しい。
・　日本にも出願助成制度や減免制度があるが、その対象となる中小企業の定義が複雑でわかりにくい。米国では従業員数５００人以下という簡単な基準があるだけであり、日本ももっと単純な方式に直して欲しい。特に１０年以下という期限は撤廃して欲しい。
・　出願料・審査請求料・特許料の減免対象の要件の緩和が望まれる。
・　申請手続きが大変。大幅に簡素化して欲しい。

①について

【経産省意見①】

「下線部（１）を削除。」

（理由）

＜全ての中小・ベンチャー企業を特許料金減免の対象とすることについて＞

・中小・ベンチャー企業に対する支援についても、各方面から強く求められている喫緊の政策課題である審査迅速化等とバランスよく調和の取れた形で展開することが重要。

・　このような観点から、特許庁としては平成１６年度より、審査請求構造の適正化等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正（審査実費に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料の引き下げ）を行い、それに併せて研究開発型中小企業に対する料金減免制度を拡大したところ。

・　全ての中小・ベンチャー企業を特許料金減免の対象とするに当たっては、特許制度が本来的に制度利用者からの料金により必要な経費を賄う制度となっており、減免対象を更に拡大した場合にはその不足分をその他の利用者が負担しなければならず、更なる料金改定（引上げ）が必要となるが、減免制度の対象外の出願人に今以上に料金を負担させることにつながりかねず、全体に影響を与えるものであることから、十分慎重な検討を要するものと思料。

・　特許庁としては、引き続き研究開発型中小企業に対する料金減免に加え、早期審査、相談体制の充実、先行技術調査に対する支援等の総合的な中小企業支援策を講じていく所存。

＜手続の簡素化＞

特許庁としては、料金納付の特例としての減免対象の要件を満たすことを確認する上で必要最小限の書類（公的な証明書以外は会社で保有している資料の写し）の提出を求めており、また、２度目以降の手続については、一度提出した書類の内容に変更がない場合、その書類の

- **中小企業の特許出願減免申請について職務発明規定を必要とするのは、特に開発者が経営者であることが多い中小企業にはそぐわないのではないか。**
- **バイオベンチャーが減免を受けやすくするための方策が必要。**
  ①職務発明をあらかじめ承継した会社という条件を、職務発明をあらかじめ承継した法人、またはその承継した法人から特許を受ける権利または特許権を譲受した法人とすべき。
  ②研究開発型中小企業の条件として、医薬ベンチャーにおいては資本金１００億円以下とすべき。
- **リサーチツール開発申請のあったプロジェクトに対して、相手を問わず低いコストで特許を開放することを条件として、一定期間研究費用を補助するとともに、国内の特許出願・審査請求料・特許料の免除を要望。**
- **拒絶査定不服審判請求の費用を減免して欲しい。**
- **外国語書面出願の料金を国内出願と同等に引下げて欲しい（26,000→16,000 円）。**
- **料金減免制度などについて中小企業が調べても、条件が厳しすぎて役に立たない。**

（注）米国「スモールエンティティ制度」について

・減免対象：　中小企業（従業員５００人以下）、大学等の非営利団体、個人
・減免内容：　出願料、登録料、権利料（特許料）等を５０％割引
・手 続 き：　自らが主張する書面のみ（証明書類は不要）
・利用実績：　約１１万件（2002 年）

＜海外出願に対する助成＞

② 政府は、中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要となる出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する助成を拡充する。

（意見例）

- **中小企業は、先行技術調査を行うことが困難であるため、無駄な出願をしている（弁理士も教えてくれない）。**
- **外国出願は高額であるためあきらめざるを得ない。助成制度が必要である。**
- **海外特許出願に必要な翻訳費用について助成して欲しい。**
- **特許取得に必要な弁理士に関する費用は高額であるため、その費用を助成して欲しい。**

＜先行技術調査に対する助成＞

③ 政府は、中小・ベンチャー企業を対象として、研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避のため、先行技術調査の助成制度を特許出願前の発明について拡充する。

（意見例）

- **特許調査会社や弁理士等による先行技術調査は高額であり負担が大きい。**
- **外国出願に関する先行技術調査の支援体制を整備し、費用助成して欲しい。**
- **中小・ベンチャー企業を対象として、審査請求前だけでなく、特許出願前の発明についても先行技術調査を支援する制度が必要である。**

援用を可能とし提出を省略することができるとするなど、なるべく柔軟な対応をしているところ。今後とも、この手続の簡素化についての周知を図って参る所存。

【論点】

現行の審査請求料や特許料に関する減免制度では、その対象範囲が狭く、かつ使い勝手が悪いため、利用は現実に進んでいない（利用件数：約８００件（2002 年）、約２２００件（2003 年））という観点からの問題提起であり、具体的解決策が必要。

（米国のスモールエンティティ制度については、米国出願人の約１／３である１１万件もの利用が進んでいる。「特許制度が制度利用者からの料金により必要な経費を賄う制度」であることは、米国も同様である。）

【経産省意見②】

下線部（２）について以下のとおり修文すべき。

「特許庁は、弁理士の費用やサービスその他の面についての中小企業の事情を考慮し、日本弁理士会に対し、適切な環境の整備が図られるように促す。」

（理由）

弁理士費用は市場原理により決まることが原則であり、国が関与する性質のものではないから。

③について

【経産省意見】

以下のとおり修文すべき。

「政府は、中小・ベンチャー企業を対象として、研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避のため、特許出願前の先行技術調査の<u>支援を行う</u>。」

（理由）

出願前の先行技術調査については、中小企業自らが、過去の技術を検索し、そのノウハウを体得することにより、研究開発の絞り込みや無駄な出願の回避を進めていくことが有効。こうした観点から特許情報活用支援アドバイザーを活用した中小企業者自らが行う先行技術の調査を支援している。

【論点】

（ロ）中小・ベンチャー企業に対する相談窓口の整備

＜弁理士情報の提供＞

④　政府は、中小・ベンチャー企業による弁理士の利用を容易にするため、中小企業・ベンチャー総合支援センター等（以下「支援センター」という。）に窓口を整備し、専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士に関する情報提供や紹介・派遣を行う。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

（意見例）

- **弁理士に関する情報（①得意分野、②活動実績、③中小企業支援の意志の有無、④訴訟経験など）の開示が必要。**
- **適切な弁理士を探し出すための手だての整備・充実を図ることが必要。**
- **個別の事務所が大手、中小のどちらの企業を主要な対象としているか、どの技術分野に強いかについて判断できるようにして欲しい。**
- **弁理士の専門分野の分類が必要。**
- **特許弁理士と商標弁理士を区別することが必要。**
- **弁理士の質の向上、弁理士料金の引き下げを促すため、弁理士の数をもっと増やすことが必要。**
- **明細書の作成から意見書・補正書の作成まで、特許庁とのやりとりをすべて中小企業に押しつける弁理士がいる。出願代理をしている責任を果たして欲しい。**
- **技術をよく理解していない弁理士の言われるままに出願をしていると、結果として拒絶されることになり、無駄が多くなるため困っている。**
- **中小企業のビジネスを軽視する弁理士がいる。事業内容とは異なる出願、タイミングをはずした出願をしておきながら高額な対価を平気で要求する者がいる。弁理士はもっと事業を理解しコンサルティングの重要性を認識して欲しい。**
- **弁理士にノウハウ・技術力があれば広くて強い特許がとれる。質の低い弁理士は権利範囲を狭めて特許をとる。重要な基本技術については優秀な弁理士にお願いしたいが、そのような弁理士に関する情報が不足している。**
- **特許明細書の独特の記載方法に加え弁理士とのコミュニケーション不足により権利範囲の強い特許が取れていない。**
- **弁理士任せではトラブルが発生しやすいように感じる。**

- **弁理士・弁護士の利用について相談できるところが必要。**
- **弁理士に関する料金や活動実績・専門分野等の具体的な情報を提供する機関がない。**
- **弁理士・弁護士の地方における活動拠点の増加とネットワーク化を行うことが必要。**
- **ライフサイエンス分野の弁護士・弁理士の全国マップがあると便利。**
- **地域の中小企業等に弁護士情報を提供するため、弁護士知財ネットを整備して欲しい。**
- **特許化に向けて適した弁理士を探す手段が無く中小企業と弁理士とのミスマッチが生じている。弁理士の資格の専門分野化をすべきはないか。**

中小・ベンチャー企業が求めているのは、アドバイザーによる支援だけでなく、先行技術調査のための費用に対する助成である。

④について

【経産省意見】

以下のとおり修文すべき。

「政府は、中小・ベンチャー企業による弁理士の利用を容易にするため、中小企業・ベンチャー総合支援センター等（以下「支援センター」という。）<u>に設置された窓口に</u>おいて、専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士に関する情報提供や紹介・派遣を行う。」

（理由）

中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいては、中小企業からの経営・技術に関する相談を受ける「窓口」を設置している。<u>この既存窓口において</u>、弁理士に関する情報提供は<u>可能であり</u>、また別途「専門家派遣制度」により、弁理士の派遣も可能であるため。

【論点】

既存の体制では機能していないことから提起された問題であり、新たな明示的な取組が必要。

（注）「中小企業・ベンチャー総合支援センター」について

・中小企業・ベンチャー総合支援センターは、中小企業基盤整備機構が全国 8 箇所の各支部に設置した中小企業・ベンチャー企業に対する総合支援窓口。

（注）「都道府県等中小企業支援センター」について

・都道府県等中小企業支援センターとは、都道府県等(政令市を含む)が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、ワンストップ・サービスの実現等を図り、中小企業者の抱える多様な課題に対して専門的な解決策を提供する機関をいう。全国５９箇所に存在する。

＜中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援＞

⑤　政府は、中小・ベンチャー企業が事業展開を考えて知財戦略を進められるように、支援センターに窓口を整備し､経営戦略の中で知財戦略を提供できるようなコンサルタントや弁理士等を紹介する。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

（意見例）

- 中小企業に対する支援メニューについて問い合わせるための総合的な窓口や各都道府県での問い合わせ先が必要。
- 弁理士・弁護士の地域への派遣制度を充実して欲しい。
- 経営全体を考えた、あるいは、新規製品の事業展開を含めた知財戦略を指導できるビジネスマインドを持った弁護士・弁理士・コンサルタントが必要。
- 弁理士のコンサル能力（①経営、②会計・財務、③技術、④契約実務、⑤ライセンス先の発掘）を高めることが必要。
- 弁理士は実質的に中小企業知財部のアウトソーシング機能を担って欲しい。
- 仲裁センターの機能強化を図ることを要望。
- 経営コンサルもできる弁理士を養成するため、企業の知財部以外を経験した者が弁理士になりやすいように制度改正をすべき。
- 経営者の特許制度に関する認識が不足しているため、特に契約面や渉外面において不利益をこうむる結果が多々見られる。
- 大企業との問題への対処は力関係があるため、訴訟などの手段はとりづらい。したがってこれらの問題にはあくまで、中小企業にとっての一連のリスクマネジメントを充実させることに対する支援を行うべき。

⑤について

【経産省意見】

以下のとおり修文すべき。

「政府は、中小・ベンチャー企業が事業展開を考えて知財戦略を進められるように、支援センターに設置された窓口において、経営戦略の中で知財戦略を提供できるようなコンサルタントや弁理士等を紹介する。」

（理由）

中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいては、中小企業からの経営・技術に関する相談を受ける「窓口」を設置している。この既存窓口において、弁理士に関する情報提供は可能であり、また別途「専門家派遣制度」により、弁理士の派遣も可能であるため。

【論点】

既存の体制では機能していないことから提起された問題であり、新たな明示的な取組が必要。

＜海外出願に対する支援＞

⑥　政府は、支援センターに窓口を整備し、翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての手ほどきなどを行う。また、都道府県等中小企業支援センター等の関係機関に、同様の取組を行うよう促す。

（意見例）

- 海外特許出願に強い弁理士を探すのが難しい。
- 海外に特許を出すにはどのような手続が必要なのか相談できる窓口が必要。
- 中国に出願する場合、翻訳が正確にできているか不安だ。
- 海外出願のための翻訳会社や海外弁理士を紹介してくれる窓口が必要。

⑥について

【経産省意見】

以下のとおり修文すべき。

「政府は、支援センターに設置された窓口において、翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての手ほどきなどを行う。」

（理由）

中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいては、中小企業からの経営・技術に関する相談を受ける「窓口」を設置している。この既存窓口において、弁理士に関する情報提供は可能であり、また別途「専門家派遣制度」により、弁理士の派遣も可能であるため。

【論点】

既存の体制では機能していないことから提起された問題であり、新たな明示的な取組が必要。

（４）国内における知的財産権侵害対策の強化

＜知財尊重の徹底＞

① 日本経団連その他の産業団体等は、中小・ベンチャー企業をはじめとする他者の知的財産権を尊重することを企業行動の中核に据えた知財憲章を策定し、会員企業に徹底する。

（意見例）

- **企業がモラルだけで経営できないことはわかるし、大手企業が中小企業の技術を特許料を払ってまで導入することに躊躇を感じることもわかる。しかし、あえてそのようなケースに対して積極的に中小企業の知的財産を保護し、その技術を大手企業に導入することを推進することが必要。**
- **ノウハウとして保護していた技術が取引関係の中で吸い取られ、出願されてしまったことがある。**
- **下請け会社の特許をないがしろにしている大企業がある。**
- **大企業に特許権を主張したばかりに、下請け関係を解除された。**
- **知的財産の扱いについての大企業の取引の適正化を求める。**
- **企業の取引関係が縛りになって、事実上模倣が野放しになっている。**
- **特許技術に対し大企業からの無効審判請求攻勢をかけられ困っている。**
- **中小・ベンチャー企業は、キーテクノロジーの特許を押さえたとしても、大企業に周辺の発明について出願攻勢をかけられ身動きがとれなくなることがあり、困っている。**
- **大手企業の場合は、主要特許を取得すると同時に、周辺についてあらゆる可能性につき特許出願を行い、これらを公知にしてしまう傾向がある。結局は審査請求をせずに放置し、他社を妨害することのみを目的としているように思われる。特許出願をより実質的に活性化するためにも、これらの底引き網的出願に対し、なんらかの歯止め策が必要。**
- **中小企業の特許権に基づいた契約を行う際においても、大手と中小というパワーバランスに立った契約を求められることが多く、結果として中小企業にとって不利な契約となることが多い。**
- **アセンブリ産業、ゼネコンとの関係では、中小企業の立場が極めて弱く、出入り禁止になっては元も子もないとうことで正当な権利も主張できない。中小企業の知的財産を尊重するよう大企業を教育して欲しい。**
- **金型図面の意図せざる流出に関連する秘密保持契約締結についてのガイドラインは一定の効果があったようだが、今度は制作費を負担したからという理由で、複数の親企業から金型自体の引渡しを求められているというケースがある。**

①について

【経産省意見】

「下線部を削除。」

（理由）

知財尊重の徹底については、民間団体において自主的に検討されることが基本である。また、中小・ベンチャー企業のみならず、産業全体で知的財産を尊重する必要がある。

【論点】

大企業と中小・ベンチャー企業との関係が特に問題視されていることからの問題提起であり、「中小・ベンチャー企業の知財の尊重」を強調することが重要。

＜「知財駆け込み寺」の整備＞

② 大企業が優越的地位を濫用し、例えば中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注して対応できないという理由で事実上その技術を取り上げるとか、共同研究や試作品作成を持ちかけて技術を横取りすることを可能とするような一方的に優位な契約を締結するなど、巧妙な手口により中小・ベンチャー企業の技術が模倣されたり、盗用されたりしているという指摘が多い。政府は、支援センターに(1)「知財駆け込み寺」を整備し、大企業から知的財産権侵害を受けた場合の対応や摘発、公正取引委員会への申告(2)などについて相談を行う。また、都道府県中小企業支援センター等の関係機関に対し、同様の取組を行うよう促す。

（意見例）

- **大企業の模倣に中小企業は泣き寝入り状態である。**

②について

【経産省意見】

「下線部（１）を削除。」

（理由）

上記については、既存の支援センター等の活用により対応が可能と考えるため、「知財駆け込み寺」設置を謳う本文からは落として頂きたい。また摘発については「対応」に含まれるため記載不要と考える。

【公取委意見】

「下線部（２）を削除。」

（理由）

- **弁護士に相談すると高額であるため、まずは公的サービス機関で相談できる場所が必要である。**
- **大企業に訴訟で対抗するのは、資金面・人材面等で実際上不可能である。**
- **中小企業が大企業に特許権侵害を訴えた結果、逆に無効訴訟などを訴えられた事例をよく聞く。体力のない中小企業にとっては酷であり、泣き寝入りせざるを得ない原因の一つになっている。**
- **大企業と中小企業は取引関係にあり、大企業の盗用について中小企業はある程度は目をつぶらないことには生きていくことができない。訴訟するかどうかには、難しい判断が求められる。**
- **悪質な特許権侵害者に対しては、泣き寝入りをせず、もっと刑事告発をしなければならない。**
- **中小企業の特許訴訟負担は大きいため、大企業の悪質な侵害行為を取り締まる特許白バイ制度を導入すべき。**
- **技術・ノウハウがとられてしまっては、中小・ベンチャーは育たない。**
- **大企業は発注や契約の仕方も巧妙であり、訴訟をやっても勝ち目はない。**
- **中小企業の知財担当は社長一人というところが大部分であり、訴訟をやっていたら会社が潰れてしまうので、結局泣き寝入りになっている。**
- **共同開発契約についての相談機関が欲しい。**
- **道義的観点から判断して大企業に指導等を行う機関が欲しい。**

公正取引委員会は，知的財産権に係る個別具体的な紛争処理を行っているわけではないので，「『知財駆け込み寺』の整備」として「公正取引委員会への申告」を例示することは適当でなく，また，独占禁止法又は下請法に違反すると思料される事案について，支援センターが公正取引委員会への申告の相談に対応することは，「大企業から知的財産権侵害を受けた場合の対応や摘発…など」で読むことが可能であるため。

【論点】

・既存の体制では機能していないことから問題提起された事柄であり、新たな明示的な取り組みが必要。

＜中小企業知財保護立法の制定＞

③　（イ）政府は、大企業の中小企業との契約における優越的地位の濫用を防止し、大企業との取引関係において従属的な地位にある中小企業の知的財産の保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法のような、中小企業の知的財産を保護するための法制度を整備する。
（ロ）また、政府は、大企業が中小企業の知的財産を侵害し得であることや、訴訟において中小企業が損害に見合う十分な賠償を受けられないことを踏まえ、新たな賠償額の算定制度等の導入等により損害賠償額を引き上げる。
（ハ）さらに、中小企業と大企業とでは構造的に情報の質量、経済力、交渉力等に大きな格差が存在することを踏まえて、訴訟における中小企業の負担を軽減するため、立証責任の転換や証拠開示制度、片面的敗訴者負担制度等を設ける。

（意見例）

- **中小企業の知的財産を総合的に保護するための新規立法をすべき。**
- **大企業による侵害し得る状況を改めるため、中小・ベンチャー企業の特許権を侵害した場合には、３倍賠償などが課せられるようにすべき。**
- **中小企業と大企業との訴訟では、大企業優位は明らかであるから、立証責任の転換や証拠開示制度を設けることによって、中小企業の負担軽減する必要がある。**
- **特許権について刑事罰規定はあまり意味がないのではないか。仮に刑事罰が適用されたとしても侵害された企業にとっては何のメリットもない。したがって、特許権については刑事罰をやめて、３倍賠償などの懲罰規定を導入すべきである。**
- **現在の特許侵害訴訟では、特許法上損害額の推定規定が導入されたとはいえ、認定される損害額が逸失利益に限定されており、抑止力の観点からは不十分と言わざるを得ない。損害を取り戻す観点と抑止力の観点から、３倍賠償など、賠償額の引き上げが必要と感じる。**
- **訴訟期間の長期化により、訴訟費用は多額になりその負担が重くなることは、特に中小企業にあっては深刻な問題である。訴訟費用敗訴者負担を制度化すべき。**
- **製造技術に関する特許については、侵害の事実を確認しづらいため、立証責任の転換を図る等、制度改正が必要。**

③について

【公正取引委員会】

大企業と中小企業の契約における優越的地位の濫用の問題については、独占禁止法及び下請法で対処することとされており、<u>これらの範疇に入るものであれば</u>、こうした法制度の下で対処されるべきものと考える。

【論点】

現行法で対処可能かどうかということではなく、求められているのは、中小企業が現実に悩み苦しんでいる問題に対する具体的な解決策。

【法務省意見】

「（ロ）・（ハ）を削除。」

（理由）

・（ロ）について

「新たな賠償額の算定制度」が何を意味するのかが明らかでないが「損害賠償額を引き上げる」との記載は，我が国の損害賠償制度が被害者が被った賠償（実損）のてん補を目的とする制度であることと整合しない。

・（ハ）について

また，いわゆる立証責任の転換は，一般規定により当事者の一方が立証責任を負う場合に，特別規定によりこれを転換するものであるが，権利侵害訴訟において原告が立証すべき事実のうちいかなる事実について転換するのかを特定しないまま一般論としてこれを掲示することは相当でない。

さらに，標記対応（策）は，中小企業のみに「証拠開示制度」及び「片面的敗訴者負担制度」の利用を認めるものとすべきものとするものと解されるが，民事訴訟制度においては，当事者間の公正を図ることを基本理念としており，訴訟当事者に攻撃防御のための主張・立証の方法が公平に与えられることが不可欠となる。また，民事訴訟法は，訴訟費用について，敗訴という客観的事実のみを基準としてその負担者を定めることが当事者間の費用の公平な負担に適うとの基本的な考え方を採っている。したがって，企業の規模という当事者の属性のみを理由として，当事者の一方だけが用いることができる攻撃防御方法を創設することや訴訟費用を片面的に敗訴者の負担とすることは，上記の基本理念に照らして困難である。

【論点】

現在の損害算定制度では、現実に実損のてん補となっておらず、侵害者の侵害し得となっているという中小企業の現実を踏まえた問題提起であり、求められているのは、それに対する具体的な解決策。

【経産省意見】

「全文削除。」

（理由）

③の意見例では、中小企業の特許権を侵害した場合についての訴訟上の手当をめぐる意見が具体的に述べられているが、一方、③の（イ）に記載されているような記述については、意見例からは読み取ることが困難である。

また、大企業による優越的地位の濫用については、基本的に独占禁止法において規制しているところであり、例に新規立法を行うこととしても、それは独占禁止法の特別法という扱いとならざるを得ないと考えられるところ、＜公取委ガイドラインの作成・公表＞④の独占禁止法上の指針を作成・公表すれば、かかる特別法については不要と考えられる。よって第一段落を削除すべきと考える。

また、（ロ）、（ハ）についても、産業財産権に関する訴訟制度は、企業規模の大小や法人・個人の区別なく平等に適用されることが原則であり、中小企業に対する特別措置として検討することは適当ではないことから削除すべき。

【論点】

中小企業の抱えている問題に対して、どういう解決策を見い出すかということが課題。求められているのは、法律論ではなく具体的解決策であり、解決策を示すのが行政の役割。

＜公取委ガイドラインの作成・公表＞

④　公正取引委員会は、大企業と中小企業の間の知的財産の取扱いに関し、優越的地位の濫用に係る独占禁止法上の指針を作成・公表する。

（意見例）

- **大企業が技術を保有する中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注し、対応できないことを理由にして、事実上その技術を取り上げるということがある。**
- **大手企業から、量産するからといわれてある技術について契約をした上で特許やノウハウを開示したのだが、契約切れとともにその大手企業は模造品を発売した。あまりにもひどい。**
- **大企業は中小企業に共同研究を持ちかけては技術を吸い上げる。**
- **取引企業から試作品作成を持ち掛けられ、試作品を提出するとそのまま取り上げられて、他の企業に発注されたことがある。**
- **大企業が作る製品の中でキーパーツを作っている中小企業がやられている。キーパーツについて、大企業の子会社と共同研究開発をさせられて、コア技術を共有特許にされたあげく、周辺技術については勝手に特許出願されてしまっている。大企業は中小企業の知的財産を尊重するマインドが低い。**
- **大企業との知財契約において、特許出願、維持の経費の支払い比率によって、所有/使用の対価が決まる。個人対大企業の場合、結局資金的な理由で譲渡を余儀なくされる。**
- **大企業の優越的地位を悪用した中小・ベンチャー企業つぶしや一方的に優位な契約締結などを回避するため、大企業と中小・ベンチャー企業との取引に関する公取委のガイドラインを作成・公表すべき。**
- **共同研究の問題点の明確化を盛り込んだガイドラインを整備して、中小企業と大企業に対しても啓発活動を行うべき。**
- **共同開発契約についてのガイドラインが欲しい。**

④について

【公取委意見】

「新たなガイドラインの作成は不要」

（理由）

公正取引委員会は，大企業と中小企業との取引に係る優越的地位の濫用行為に対しては，下請法及び独占禁止法に基づき対応することとしているところ，具体的にどのような行為が問題となるかについて，「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」，下請法の説明会等において使用するテキスト，「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（いずれも公取委のホームページに掲載）等で明らかにしているところ，大企業が中小企業の知的財産権を不当に譲渡・許諾させる等の知的財産の取扱いについても，問題となるケースをこれらの中で明確にしている。

【論点】

現在、大企業と中小企業との間で様々な問題が生じていることからの問題提起であり、知財に関連して、具体的にどういう行為が問題となるかをより明確にすることが求められている。その具体的解決策としてガイドラインが必要。

＜情報開示制度における営業秘密の保護の確保＞

⑤　政府は、ＭＳＤＳ制度等の情報開示制度により流出してしまう恐れのある企業の営業秘密を保護するため、制度を整備する。

（意見例）

- **ＭＳＤＳ制度により、試薬を構成する化学物質について開示が義務づけられているため、営業秘密として管理している情報が他の事業者に知られることとなってしまい困っている。営業秘密の部分はきちんと守れるように制度を整備すべき。**

（注）「ＭＳＤＳ制度」について

- **ＭＳＤＳ制度とは、化学物質管理法や労働安全衛生法等において、特定の化学物質等を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物資等の性状及び取扱いに関する情報（ＭＳＤＳ（Material Safety Data Sheet））を事前に提供することを義務付ける制度をいう。**
  取引先の事業者からのＭＳＤＳの提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質等についての正しい情報を入手し、化学物質等の適切な管理に役立てることが出来る。

⑤について

【厚労省意見】

「全文削除。」

（理由）

厚生労働省におけるＭＳＤＳ制度は、以下のとおり、保健衛生及び労働衛生上の観点から、必要最小限の範囲で義務付けており、また、既に企業の営業秘密にも配慮している。

＜労働安全衛生法について＞

・ 我が国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質の数は約５万７千を数えるが、そのうち、労働安全衛生法に基づくＭＳＤＳ制度は、化学物質による労働災害の防止の観点から、労働者に健康障害を生ずるおそれのある６３８種の化学物質を含有する物についてのみ、譲渡、提供する際に、名称、成分、人体に及ぼす作用等の情報について譲渡、提供先に通知するものである。

・ 本制度は、有害な化学物質を取り扱う事業者が健康障害防止措置を自ら適切に講じるためには、どのＭＳＤＳ対象物質がどの程度含まれているのか把握することが必要不可欠なため、設けられているものである。

・ 成分の含有量の通知については、１０パーセントきざみで差し支えないこととしているところである。

・ なお、ＭＳＤＳ対象物質以外の情報提供については、労働安全衛生法では義務付けていない。

＜毒物及び劇物取締法について＞

・ 毒物及び劇物取締法に基づくＭＳＤＳ制度は、保健衛生上の観点から、人の健康に危害を与えるおそれのある毒物又は劇物を含有する製剤を譲渡、提供する際に、名称、成分、応急措置等の情報について譲渡、提供先に通知するものである。

・ 本制度は、毒物又は劇物を取り扱う事業者が、取扱い上の注意や誤飲等の場合の応急措置などを適切に行うために、どのような有毒な成分が含まれているかを把握するために必要不可欠なため、設けられているものである。

・ なお、毒物又は劇物である成分以外の情報提供については、毒物及び劇物取締法において、義務づけていない。

【論点】

現在の配慮（含有量のパーセントなど）では解決できない問題（例えば、試薬において特定の化合物の存在自体が営業秘密である場合など）が現実に指摘されており、それを踏まえての対応が必要。

【経産省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、ＭＳＤＳ制度の情報開示制度により流出してしまう恐れのある企業の営業秘密の保護に関し、公共の安全の確保という情報開示の根拠となっている法律の目的を踏まえ、<u>可能な対応策について検討する</u>。」

（理由）

・ 化学物質管理法は、人の健康や生態系に対して有害性の懸念がある化学物質の環境への排出量等を把握し、また事業者による当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供を行うことにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

・ 具体的には、慢性毒性や発がん性の恐れがある物質やオゾン層破壊物質など４３５の化学物質を指定し、当該物質の取扱事業者に対し、その性状や取扱いに関する情報を川下のユーザー事業者に提供することを求めた MSDS 制度を規定している他、そのうち特にリスクの懸念が高い３５４物質について、各事業所からの環境への排出量等を国に届け出ることを求めた PRTR 制度を規定している。

・ PRTR 制度においては、指定化学物質のユーザー事業者も PRTR の届出が必要であるため、自らが使用する原材料中等に、どの PRTR 対象物質がどれくらい含まれているかを知ることが必要不可欠であり、それらの情報の伝達手段として MSDS による指定化学物質の成分情報伝達が重要となっている。

・ 企業秘密の保護は重要な問題の一つであると認識しており、上記法目的に照らして、国民の理解を得つつ、適切な対応策を検討することが必要と考えている。

【論点】

情報開示制度における営業秘密の保護の問題は重要な問題であり、検討はもとより具体的解決策が必要。

（５）海外における知的財産権侵害対策の強化

＜水際対策の強化＞

① 政府は、模倣品の判定や輸入差し止め決定のために技術を専門的に判定する審議機関・判定機関を設置する。

（意見例）

- **模倣品の判定や輸入差し止め決定のため、税関内に準司法的な機関を設置すべき。**
- **中小企業の体力では訴訟に訴えることは事実上不可能であるので、税関の機能を強化すべき。**
- **中小企業は裁判所をいつも利用できるわけではないので、税関において技術的判断ができる機関をきっちりと作るべき。技術的判断が早く、きちんとできることが重要。**
- **税関という輸入差止めのための行政機関があるのだから、そこで模倣品の技術判定をできるようにすべき。何でも裁判所に行けというのはおかしい。**
- **特許権侵害品の判断は、高度な専門的、技術的知識が求められるものの、裁判所の利用は中小企業にとって負担が非常に大きい。（訴訟をしていたら会社が潰れてしまう。）**
- **技術判定機関やＩＴＣといった、中小企業が利用しやすい金のかからない行政制度を整備すべき。**

①について

【経産省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、制度の利便性や手続きの迅速性等を総合的に考慮しつつ、模倣品の判定や輸入差し止め決定のために技術を専門的に判定する仕組みについて<u>検討する。</u>」

（理由）

技術を専門的に判定する仕組みのあり方については、知的財産戦略推進事務局に寄せられている意見を見ても様々な考え方があり、今後、有識者の見解や上記の観点も踏まえつつ検討が必要である。

【財務省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、平成 17 年度に施行される予定の制度改正の円滑な実施に努め、一層の迅速・適正な知的財産権侵害物品の水際取締りを行う。」

（理由）

・ 現在国会に提出している関税定率法の改正案には権利者による見本の分解検査が可能となる手続が盛り込まれている。

・ また、同改正案には、形態模倣品等について経済産業大臣への意見照会制度や育成者権侵害物品について農林水産大臣への意見照会制度も盛り込まれている。

・ したがって、これらの制度改正が実現すれば、既に整備されている特許庁長官への意見照会制度と相俟って、費用負担が少なく、かつ迅速・適正な認定が可能となるものと考えられる。このような制度改正の効果を踏まえずに新たな審議機関等を設置することは、迅速性や費用負担の少なさという現行制度のメリットを損なうおそれがある。

・ なお、今回の制度改正は、関税・外国為替等審議会関税分科会に設置された有識者によるワーキンググループが関係者からのヒアリングも行った上で取りまとめた議論の結果を踏まえたものである。

【論点】

中小企業が利用しやすい行政制度として模倣品の判定や輸入差し止めのために技術を専門的に判定する機関が求められているのであり、これに対する具体的解決策が必要。

＜個人輸入・個人所持の禁止制度の整備＞

② 政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持を禁止するために法制度の整備を行う。

（意見例）

- **個人輸入という名目で模倣品・海賊版がチェックを受けることなく輸入されているので困っている。**
- **買う人がいるから売る人がいる。買う人を捕まえないと効果がない。**
- **模倣品は悪であるということを明確にするためには個人所持・個人輸入に刑罰を課すべき。**
- **偽ブランド品の売買を抑止するため、個人による偽ブランド品の所持や輸入を法律などで禁止すべき。**

②について

【文科省意見】

「全文削除」

（理由）

海賊版（著作権等侵害品）を輸入する行為等については、その主体がたとえ個人であっても、国内において頒布する目的をもって輸入する場合には、著作権等の侵害とみなされる（著作権法第１１３条第１項第１号）。

他方、私的利用目的など頒布目的以外で海賊版を輸入する行為等を取り締まることについては、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成１５年７月８日知的財産戦略本部）において検討事項とされたことから、一昨年、文化審議会著作権分科会において検討を行った結果、「商品購入の際にその適法性を常に確認しなければならず，取引の安全を害することになることから，現段階での主観要件の削除は見送るべきであるとの意見が多く示され」（平成１６年１月１４日文化審議会著作権分科会報告書）、これを踏まえ、「知的財産推進計画２００４」（平成１６年７月２７日知的財産戦略本部）では（著作権については）既に記載されていないところである。

この他にも、私的利用目的の海賊版の個人輸入等を取り締まることについては、

① 著作権は、書籍やＣＤのみならず、パソコン内に記録されたプログラムや、携帯電話内の音楽など、様々な物品に存在し得ることから、これらを日本国内に持ち込む場合に、常にその適法性を確認しなければならなくなること、

② 国内において私的な範囲であれば権利者の許諾なく複製が許されていること（同法第３０条）との法制上の均衡が問題となること、

③ 仮に私的利用目的の海賊版の個人輸入等を違法としたとしても、実質的に捕捉することは困難であると思料されること、

といった問題があると考えられる。

【財務省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について<u>更に必要な検討を行う</u>。」

（理由）

模倣品･海賊版の個人輸入や個人所持の禁止に係る法整備を行うかについては、商標法等の各権利法の観点から検討を行うことが必要である。模倣品の個人輸入等については、「知的財産推進計画 2004」を踏まえた検討が行われているが、更に検討が必要であればその観点からの検討を更に進めることが必要と考えられる。

【経産省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について<u>検討を行い、必要に応じて法制度の整備を行う</u>。」

（理由）

模倣品の個人輸入・個人所持に関する法制度の整備については、推進計画２００４を受けて、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において検討を行ったが、商標法により規制することは制度の本質に反するとの意見や拙速に行うべきではないとの意見が大勢であった。こうしたことから、商標法による法制度の整備については、慎重に対応することが必要である。

また、現在の案文では、中小企業との関連性や知財事務局において検討されている法制度の内容が不明であることから、まずはこれらを明らかにすることが必要である。

さらに、模倣品の取り締まりは重要な課題であり、模倣品の取り締まりの実効性の向上等を目的として近時「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」を作成・公表したところであるが、模倣品の「個人輸入」や「個人所持」を規制することについては、慎重な意見があることを踏まえ、「検討し、必要に応じて法制度の整備を行う」こととするのが適当である。

【論点】

現に模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持を禁止するための法制度が求められており、これに対する具体的解決策が必要。

＜海外企業による侵害対策の強化＞

③　政府は、海外における模倣品被害に対し、中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう助成制度を拡充する。

（意見例）

- 中小企業には海外の模倣品対策は金がかかって大変。とても手に負えない。
- 海外での被害状況調査について人的・資金的な支援充実が必要。
- 東京都などが行っている海外における被害実態調査の申請要件（現地で訴訟を起こすことが前提）を緩和して欲しい。

＜関係機関の取組み強化＞

④　政府は、国内総合相談窓口の周知徹底と活性化を図るとともに、模倣品対策に関する関係機関の取り組みを強化する。

（意見例）

- 中小企業に親身になって相談に乗ってくれる窓口が必要。
- 海外の販売代理店にコピー商品を作られて苦労した。販売先はすぐにわかるが製造元を突き止めることは難しい。
- 電池などの模倣は安全性の面からも重大な問題である。
- 海外での模倣品被害調査や当局との対応への手助けをして欲しい。
- 海外での紛争コスト負担は中小企業にとって大変であり支援が必要。
- 知財保険や侵害費用の貸与制度の導入をして欲しい。
- 海外のＡ企業と契約を結んで技術供与したが、ある時期からＡ企業は米国内のＢ企業に同じ製品を作らせはじめ、当社とは契約を解除された。こういった場合、誰に相談すればよいのか分からない。
- 海外の企業に特許侵害の警告状を出したがなしのつぶてだった。次のアクションとしてどのように対応したら良いのかわからない。

＜在外公館の取組み強化＞

⑤　在外公館は、相手国政府の制度改革や執行強化に対する要請や企業からの個別案件に関する要請等について、外国の行政当局・取締当局に対する働きかけなどを強力に行う。

（意見例）

- 相手国の政府や警察に、個人や企業で働きかけ行ってもとりあってくれない。政府のバックアップが必要。
- 大使館は敷居が高い。問題を持ち込んでも、それは企業の問題としてとりあってくれない。
- 模倣に対する政府の厳正な態度が必要である。
- 中国や米国で訴訟を戦うときは、政府にバックアップして欲しい。
- 中国では意匠の審査制度がないため、悪意の意匠盗用出願が多発しているので審査制度導入の改正を要求すべき。

- 中国における著名表示冒用の取締りの強化を要請すべき。
- 米国政府のようにハイレベルの経済問題として取り上げるべき。
- 中国では、官民上げての妨害工作のため特許の成立までに１１年を要した。企業が、相手国政府に個別に対応するには限界がある。国対国として、知的財産に係る正当な運営がなされるよう、強く要求し、実現を図ることが急務であると考える。
- 政府が外国政府に対し強い姿勢で対応して欲しい。

（注）大学や公的研究機関についても、中小・ベンチャー企業と同様の問題がある。

３．活用分野

（１）地域における知的財産権の取扱い

政府は、地方自治体に対し、地方自治体が保有する知的財産権に関する譲渡契約の柔軟化や特許許諾の運用の見直しなど、地方自治体における知的財産権の取扱いについて制度の整備や運用の改善を行うよう促す。

（意見例）

- 地方自治体が知的財産の権利者である場合は、その知的財産に関する技術が活用されがたい（県内外企業にライセンス条件の格差がある場合が多い。知財の譲渡の例が少ない。）ので問題であり、地方自治体との共同研究は事実上意味をなさない。
- 自治体は首長レベルの知的財産に関する意識改革が必要である。
- 地域企業や地場産業と地方の大学・公設試との連携強化が必要。
- 技術開発について公設試に助言を求めたところ、共同研究契約を結ぶことを共用され、共同特許出願せざるを得ないこととなった。公設試による中小企業へのアドバイス制度がなかったことも問題であるが、だからといって研究開発に特段の貢献もせず特許権を半分取ってしまうのは許し難い。
- 地域における技術、産学連携、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの連携を図るべき。
- 中小企業向けＴＬＯを創設して欲しい。
- 地域が持つ有望なシーズに対する目利き、コーディネート（事業家への橋渡し）機能の充実が必要。
- 地方自治体の条例等が旧態依然としていることが問題になっている場合もあるのではないか。地方自治体が知的財産重視の観点から条例等の改正を行うべき。

（２）公共調達の拡大

＜知財尊重の徹底＞

① 政府は、地方自治体に対し、中小・ベンチャー企業の知的財産を尊重するとともに調達等において侵害品を購入しないようにするなど、知財意識を高めるよう促す。

（意見例）

- 地方自治体が模倣品を承知で採用している。警告状を出したが回答がなかった。
- 地方自治体が特許侵害をしたため訴訟を起こし勝訴したが、何の利益もなかった。これでは特許を取る意味がない。
- 大企業だけでなく、行政との関係で特許を無視されたとの声もある。

＜官公需制度の改善＞

② 政府は、官公需契約において知的財産の権利者が不利な扱いを受けないよう、価格だけでなく技術や品質も含めて評価するなど、制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

（意見例）

- 特許のある効率的な技術を提案すると入札からはずされる。
- 中小・ベンチャー企業の製品に関する政府調達（官公需）の要件を緩和すべき。
- 政府調達（官公需）において特許製品に対して柔軟な運用をすべき。
- 特許工法が排除されないような公平な競争入札の仕組みを創設すべき。
- 政府調達（官公需）における発注側の安かろう、悪かろうの体質を改善し、正当に特許技術を評価で

②について

【経産省意見】

「下線部削除」

（理由）

契約を提携する上で、会計法令に基づいて技術を正当に評価し、知的財産の権利を保護することは当然であり、また、各発注省庁において実施可能であるところ、各発注省庁がそれぞれ発注する際に留意することが必要と考えるため。

【論点】

現に技術の評価や知財の保護がなされていないことからの問題提起であり、それに対する具体的な解決策を提示

きるようにすべき。

- 特許や実用新案のある機械では公共工事等で契約にならない。現場は当方の機械を良いと判断しても契約事務サイドがＯＫしない。
- 会計検査院に対する説明が十分にできないとの理由で、特許に基づく随意契約を選択しない発注者が多い。

＜優先調達のための制度整備＞

③　政府は、官公需契約において中小・ベンチャー企業による知的財産を有効活用した製品の優先的な調達が進められるよう、制度の整備や運用の改善を行う。また、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう促す。

（意見例）

- 地域中小企業の知財を有効活用した製品の優先調達制度を整備して欲しい。
- 自治体は中小企業が保有する関連技術を集積した特産品等の振興を通じた地域活性化を図るべき。
- 優れた技術をもつ製品を調達できるようにするために、公共調達の中の一定の予算枠を、優れた技術をもつ製品に割り当てることとすべき。

（３）知財信託の活用・知財による資金調達の拡大

政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にするため、知財信託の担い手を事業組合や財団法人等に拡大するとともに、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を円滑に行えるよう、制度整備や運用の改善を行う。また、訴訟費用の負担等を行うための知財保険の活性化や共済制度の創設など具体的な方策を講じる。

（意見例）

- 信託の担い手を地方公共団体や公益法人にも拡大すべき。
- 信託業法改正により知的財産の信託化が可能となったが、未だ参入障壁は無くなっていない。信託銀行であっても、実施のために金融庁の認可で時間がかかっている。
- 信託については、登録税の３０００円がボトルネックとなる。
- 事務ガイドラインの見直し（人的要件の緩和）すべき。
- 信託受益権購入の損金算入を認めるべき。
- 信託受益権を質的に分けた場合でもパススルーを認めるべき。

- 損害賠償額とまでは言わないが、せめても弁護士費用など訴訟に必要な最低限の費用について保障してもらえるような保険が欲しい。

することが必要。

③について

【財務省意見】

国の調達は一般競争入札により公正な方法でもっとも経済的な調達を行うことが原則であり、国の調達において特定の地域の企業の製品を優先すること、一定の予算枠を特定の製品にあらかじめ割り当てることは、公正性、経済性等の観点から慎重にすべき。

【経産省意見】

「全文削除」

（理由）

政府としては、平成１６年７月１６日の閣議決定（「平成１６年度中小企業者に関する国等の契約の方針」）において、技術力の正当な評価を踏まえ、中小企業者に関する入札参加資格の弾力化等の措置を一層進めること等を決定しているところであり、また併せて、地方公共団体に対しても、当該方針を参考として、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請しており、官公需施策としては、既に措置を講じているところ。

【論点】

閣議決定の趣旨を知財に関してより明確にするために、具体的に制度の整備や運用の改善を行うことは有益。

（３）について

【財務省意見】

以下のとおり修正すべき。

「政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にするため、知財信託の担い手を事業組合や財団法人等に拡大するとともに、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を円滑に行えるよう、必要な制度整備や運用の改善を<u>検討する</u>。また、訴訟費用の負担等を行うための知財保険の活性化や共済制度の創設など具体的な方策を講じる。」

（理由）

意見例から「制度整備」などに税制も含まれるということであれば、税制改正等については、具体的な要望に基づき、政策目的・効果や既存の制度との整合性等を踏まえて、慎重に検討すべきものであり、結論がでていない事項について「行う」といった表現は不適切である。

【経産省意見】

「また、訴訟費用の負担等を行うための知財保険の活性化や共済制度の創設など具体的な方策を講じる。」を削除

（理由）

今年度、「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会」において、知財保険について検討されたところであるが、知的財産権侵害に伴うリスクを適切に折り込んで、保険・共済事業を行うことが原理的に困難であるとの指摘もあるところであり、不適当。

- 欧米では一部の保険会社で知財保険を取り扱っており、我が国でも導入して欲しい。
- ソフトの圧縮・解凍技術の基本特許を押さえている外国企業が侵害警告を行う等のリスクが高まっており、ロイヤルティ共済や侵害警告リスクをヘッジする保険商品が必要である。
- 以前、海外の弁護士費用などに適用される「知財保険」に加入し大変有用であったが、２０００年あたりから保険会社は事実上引き受けなくなった。中小企業にとっては、こういう保障制度をきちんと機能することが効果的な支援になる。
- 訴訟期間長期化により、訴訟費用は多額になりその負担が重くなることは、特に中小企業にあっては深刻な問題である。知的財産保険の実質的機能強化が必要。

- 政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは、知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充することが必要。
- 中小ベンチャー企業はベンチャーキャピタルの乗っ取りを恐れている。
- 金融機関の知財意識は低すぎるため、高揚を図るべき。
- 知財担保融資制度を充実（銀行はリスクをとらずに逃げている）をすべき。
- 知財は時間とともに陳腐化するため、知財を担保に融資するスキームには無理があるのではないか。
- 金融機関のプロジェクトファイナンスの促進をすべき。
- 国家褒章を受けたプロジェクトへの優先融資制度を創設すべき。

- 特許の価値評価手法を確立すべき。
- 金融庁は知財の価値評価を行う機関を創設すべき。
- 知財価値評価機関を創設すべき。
- 技術の目利きができるようにすべき。
- 有価証券報告書に知財を入れることはミスリードのおそれがある。
- 知財報告書の作成支援が必要。

- 知財関連の税についてのルールがないことは問題。
- 知財の流通・活用を促進するため、知財権を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、買い取り費用の一定割合を税額控除又は特別償却を要望。
- 税制上の優遇措置（譲渡益課税減免、買取資産の特別償却）を要望。

【論点】

米国などでは知財保険が実際に運用されていると聞いており、また、我が国でも過去運用されていた実績があることから、「原理的に困難である」との指摘は理解できない。

【金融庁意見】

以下のとおり修文すべき。

「政府は、中小・ベンチャー企業による知財信託の活用を容易にすることについて検討を行うとともに、中小・ベンチャー企業が知的財産に基づく資金調達を円滑に行えるよう、検討を行う。また、訴訟費用の負担等を行うための共済制度の創設など具体的な方策を講じる。」

（理由）

・金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」(H15.7.28)において、信託業の担い手は、受益者保護及び信託制度への信頼確保の観点から、業務の安定性・継続性や機関間の監視（ガバナンス）機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当とされたところ。この答申を受けて、改正信託業法(H16.12.30)により、信託業の担い手を、株式会社を基本とする一般事業会社に拡大したところであり、事業組合や財団法人等に拡大することは、慎重な検討を要するものであり不適当。

・また、改正信託業法は、昨年１２月末に施行されたばかりであり、知財信託の担い手について制度整備や運用の改善を行うとの記述をすることは不適当。信託業法附則第 124 条の検討条項を踏まえた書き振りとすべき。また、資金調達については、当該検討条項とは別の論点であるが、前段との平仄を合わせるために「検討」に修正。

（参考）信託業法(平成 16 年法律第 154 号)附則第 124 条
（検討）
第 124 条　政府は、この法律の施行後３年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

・民間保険会社による「知的財産権にかかる訴訟費用を補償する保険」は、保険商品として構成可能であり、すでに存在しており、当該保険を活用すること自体、保険業法上問題はない。当該保険をいかに活用するかは、当該保険を必要とする者と保険を引受ける民間保険会社とのビジネス上の判断であり、政府として、当該保険の活性化のための具体的な方策を講じることになじまない。

（編注）

関係省庁の意見については、事務局において編集上の都合により語句の修正、下線の追加、フォントの変更などの変更を施している。